労働者派遣法第２３条第５項に基づく情報公開

株式会社ゼネット

労働者派遣事業状況（２０２５（令和７）年度実績）

労働者派遣法第２３条第５項に基づき、当社の労働者派遣事業の状況に関する情報を提供致します。

記

（１）労働者派遣の実績およびマージン率等

①派遣労働者数	９人
②派遣先事業所数	３事業所
③労働者派遣の料金（１日８時間当たりの平均）	２９，３２９円
④派遣労働者の賃金（１日８時間当たりの平均）	２２，０８７円
⑤マージン率（(③－④)÷③）	２４．６％

※マージン率に含まれる費用

・社会保険料（雇用保険、厚生年金、健康保険、労災保険、健康保険等）
・福利厚生費（有給休暇、健康診断等）
・教育研修費（外部研修等）
・会社運営費
・営業利益

（２）教育訓練に関する事項

・新入社員研修
・階層別研修

（３）労働者派遣法第３０条の４第１項の労使協定に関する事項

・労使協定の締結の有無　　：有
・労使協定の対象労働者の範囲：派遣先でソフトウェア開発の業務に従事する従業員
・労使協定の有効期間　　：2026(R08)年４月１日～2028(R10)年３月 31 日